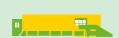
# 人権 ハッドラック

~多様性を認め合い、 尊重し合うために~















#### はじめに

私たちは皆、自分の生命と尊厳が守られ、自由に幸せを追求できる権利「人権」を持っています。「人権」とは、人間が人間らしく生きる権利であり、全ての人が生まれながらに持っているものです。「人権」という言葉には堅苦しくて難しそうなイメージがありますが、誰にとっても身近で大切なものです。

近年、価値観やライフスタイルの変化から、人権に対する個々の意識も多様化してきており、いじめや虐待、ハラスメントなど、他者の人権を考えないような問題が後を絶たず、インターネット上での誹謗・中傷やプライバシーの侵害、性自認や性的指向を理由とする差別や偏見などの新たな人権問題も生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして、社会的に問題となっています。

私たちは、家庭や地域、職場、学校などで多くの人たちとつながりを持ちながら活動しています。その中で、一人ひとりが自分らしく生き、そして、他の人たちとともに皆が幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

台東区では、基本構想に掲げる将来像である「世界に輝く ひとまち たいとう」の実現を図るために策定した区政運営の長期的指針である台東区長期総合計画において、区民一人ひとりが多様性を認め合い、相互に人権を尊重し合う地域社会の形成を目指しています。このなかで、人権に対する意識をさらに深めていくための、人権啓発に関する様々な取組を推進しています。

この「人権ハンドブック」は、法務省の人権啓発活動強調事項、及び東京都人権施策推進指針に掲載されている人権問題を中心に、様々な人権問題について取り上げたものです。区民の皆様が人権問題について理解を深めていただき、「人権」について考える機会となれば幸いです。

私たち一人ひとりが自分を大切にし、周りの人々への思いやりの心を持つことで、お互いの「人権」を守り、誰もが安心して自分らしく生きることができる社会を目指しましょう。

令和5(2023)年3月 台東区総務部人権·多様性推進課

# ●目次●

<b>女性の人権問題</b> 「女性の人権を守ろう」 2
<b>子供の人権問題</b> 「子供の人権を守ろう」 4
高齢者の人権問題 「高齢者の人権を守ろう」6
障害者の人権問題 「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」 8
部落差別 (同和問題) 「部落差別 (同和問題) を解消しよう」 10
アイヌの人々の人権問題 「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」12
<b>外国人の人権問題</b> 「外国人の人権を尊重しよう」
HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権問題 「どんな病気なのか、正しく理解していますか」 16
犯罪被害者やその家族の人権問題「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」 18
インターネットによる人権侵害 「インターネット上の権侵害をなくそう」19
北朝鮮による拉致問題 「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」 20
災害に伴う人権問題 「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」21
性自認 「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」
性的指向 「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」23
<b>ハラスメント</b> 「様々なハラスメントが問題になっています」24
路上生活者の人権問題 「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」25
人権擁護委員
相談窓口一覧
人権に関する法律 (障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)32
(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律) 33
(部落差別の解消の推進に関する法律)34
(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律) 35
台東区男女平等推進基本条例
台東区立男女平等推進プラザのご客内 36

# 「女性の人権を守ろう」

# **女性の人権を取り巻く状況**

日本国憲法や世界人権宣言は男女の同権・平等を定め、女子差別撤廃条約は社会の様々な場面における女性差別の禁止を求めています。また、男女雇用機会均等法、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法など、男女平等や女性の地位向上のための法律が整備されています。

このように、男女平等参画社会の実現に向けて様々な取組が進められていますが、セクシュアル・ハラスメントや配偶者等からの暴力など、今なお、積極的に取り組むべき課題や、社会情勢の変化により生じた課題などがあります。

#### 「配偶者等からの暴力」

配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)人から受ける暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女平等社会の実現を阻害するものです。暴力には、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力など、様々な形があります。

台東区では、配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVの被害者からの相談に応じ、相談を受けてから被害者が自立するまでを総合的に支援しています。

相手を「こわい」と感じたり、関係が「つらい」「おかしい」と感じたりすることがあれば、ひとりで悩まずにご相談ください。

たいとうパープルほっとダイヤル 電話:0120-288-322 (予約不要)

月曜日~土曜日(日・休館日を除く) 9:00~17:00

# 台東区男女平等推進基本条例

台東区では、すべての人々が性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現を目指して、平成27(2015)年1月に「東京都台東区男女平等推進基本条例(以下「条例」といいます。)」を施行しました。条例では、男女平等の推進について、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本となる事項を定めています。

詳しくは 35 ページをご覧いただくか、右記 サイトをご覧ください。 関連サイト (台東区公式HP)

https://www.city.taito. lg.jp/kurashi/jinken/ danjobyodo/2701 ivourei.html





# 「女性の人権を守ろう」

# **「台東区男女平等推進行動計画はばたきプラン21】**

台東区男女平等推進基本条例に基づく計画として、「台東区男女平等推進行動計画 はばたきプラン 21」を策定しています。現行の計画(令和 2 年度から令和 6 年度)では、「多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会の実現」を基本理念に掲げ、「性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識しようという視点(ジェンダーの視点)」を区政運営の横断的な視点として3つの基本目標を設定し、施策を推進しています。

#### 関連サイト(台東区公式HP)

https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/jinken/danjobyodo/habataki-plan.html

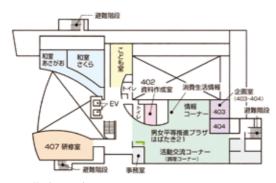




#### 男女平等推進プラザ

台東区生涯学習センター4階にある「男女平等推進プラザ」では、台東区の男女平等に関する施策を推進するための拠点施設として、男女平等参画に関する情報の収集、発信をはじめ、各種講座の実施や男女平等推進フォーラムの開催、情報誌の発行やコミュニティ・カフェの運営等、幅広い事業に取り組んでいます。

また、カウンセラーによる生きづらさを抱える 方への心のケアや、女性弁護士による法律相談を 実施しています。



4階(平面図)



# 「子供の人権を守ろう」

# 子供の人権を取り巻く状況

子供は、個人としての尊厳を重んじられるとともに、その最善の利益が考慮されなければなりません。

しかしながら、社会経済の構造が変化するなかで、児童虐待などが深刻な問題となっています。いじめの問題も、その心身の健全な成長と人格の形成に深刻な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせ得るもので、決して許されません。また、情報通信技術の急速な発展や、性の商品化などの社会風潮も相まって、インターネットを通じて子供が犯罪に巻き込まれるなどの事態が生じています。

# 児童虐待

虐待は、子供の心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害です。児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は年々増加し、令和3(2021)年度には、全国及び東京都ともに過去最高となっています。児童虐待防止法は、保護者による身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢、心理的虐待について、その予防及び早期発見、子供の保護などを定めています。子供自身が虐待を外部に訴えることは難しいため、虐待の疑いをもったときは、速やかに子ども家庭支援センターなどに通告する必要があります。

# いじめ

いじめは、子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と 人格の形成に深刻な影響を与え、生命や身体に重大な危険を生じさせ得るもので、 決して許されません。平成25 (2013) 年には、いじめの防止、早期発見及び対処 等のための対策に関し、いじめ防止対策推進法が施行されました。

# (体罰)

体罰や暴言は、子供の脳と心に深い傷を残す人権侵害行為であり、子供の明るい未来を奪う結果となりかねず、教育上も絶対に許されないものです。

平成31 (2019) 年4月に「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」が施行され、保護者による体罰や暴言を禁止するなど、体罰根絶に向けた総合的な対策が行われています。

また、令和 2 (2020) 年 4 月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、保護者の体罰等が禁止されました。

# 「子供の人権を守ろう」

# 「児童買春等)

児童買春、児童ポルノなどは、子供の人権を侵害する犯罪です。その多くは携帯電話やインターネットの利用が関係しており、国は出会い系サイト規制法、児童買春・児童ポルノ禁止法などに基づき対策を講じています。また、東京都では、東京都青少年の健全な育成に関する条例や東京都特定異性接客営業等の規制に関する条例において、児童買春、児童ポルノの根絶に向けた取組やいわゆる「JKビジネス」について規制を設けています。

# 「児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、子供の基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子供)を、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子供ならではの権利も定めています。前文と本文54条で構成されており、子供の生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

# 生きる権利

住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること



#### 育つ権利

勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること



#### 守られる権利

紛争に巻きこまれず、難民 になったら保護され、暴力 や搾取、有害な労働などか ら守られること



# 参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること



出典 (公財)日本ユニセフ協会ホームページ

児童の権利に関する条約の条文については、右記から (公財) 日本ユニセフ協会の抄訳がご覧いただけます。

https://www.unicef.or.jp/about\_unicef/about\_rig.html





# 「高齢者の人権を守ろう」

# 「高齢者の人権を取り巻く状況`

高齢者であることを理由に社会参加の機会を奪われたり、住宅の賃貸を拒否されたりするなどの問題が起きるとともに、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、虐待や地域からの孤立、高齢者を狙った悪質商法の発生といった問題が生じています。

豊かな高齢社会を実現するためには、豊富な知識を持っている高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活し続けられ、また、若い世代とともに地域社会の担い手として、様々な活動に参加できるよう、社会環境づくりを進めていくことが重要です。

# 高齢者への虐待

高齢者に対し親族などが暴力をふるう、暴言を吐く、無視をする、財産を無断で処分する、介護・世話を放棄するなどの、高齢者に対する虐待が問題になっています。虐待を受ける方の中には元気な方もいますが、多くは認知症を患っていたり、介護や支援が必要な高齢者であったりするため、認知症や高齢者に対する正しい理解を促進することが重要です。虐待の要因は様々ですが、家庭内で起きる虐待では介護の負担やストレス、介護者の孤立が虐待の大きな要因となるため、介護者は適切な介護サービスの利用や相談などにより負担軽減を図るなどの工夫が必要です。

また、平成 18 (2006) 年 4 月から施行された高齢者虐待の防止に関する法律により、地域の方々が高齢者虐待に気づいた時は、台東区に通報しなければならないとされています。

区では、養護者(家族・親族・同居人等)や養介護施設従事者等による、65歳以上の高齢者に対する虐待についての相談、通報を受付けています。

(連絡先)

# 台東区福祉部高齢福祉課 (総合相談・給付担当)

電話 03-5246-1224 FAX 03-5246-1229

●月~金 8時30分~17時15分(祝日・年末年始を除く)

# 「高齢者の人権を守ろう」

# 成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る「成年後見人」等(後見人・保佐人・補助人)を選任することで、本人を保護する制度です。

家庭裁判所に申立を行ってこの制度を利用すると、本人に代わって成年後見人等が契約や預貯金・不動産の管理などを行います。

#### ■特別区の高齢化率(令和4年1月1日現在)



資料:東京都ホームページ「東京都の統計」住民基本台帳による東京都の世帯と人口 令和4年1月1日現在

# 「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」

# 「障害者を取り巻くバリア)

障害のある人が日常生活や社会生活を営む上では、例えば店舗等における段差や車いすに対応したトイレの不足等の「物理的なバリア」、就業や生活に関わる「制度的なバリア」、視覚や聴覚等の障害による情報入手やコミュニケーションに係る「文化・情報面でのバリア」、障害者への無理解から生じる偏見や差別といった私たちの「意識上のバリア」など、日常生活又は社会生活を営む上で様々なバリアがあります。

このようなバリアを取り除き、障害者が日常生活や社会生活において制限を受けないようにすること (バリアフリー) が私たちには求められています。

平成26 (2014) 年に、我が国は障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利実現のための措置等について定めた「障害者の権利に関する条約」を締結しました。この条約では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみならず、社会における様々な障壁(バリア=社会的障壁)と相対することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方が反映されています。

# 障害者の自立と社会参加

障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いに尊重し、支え合って暮らすこと(共生社会)の実現を目指し、平成23(2011)年に障害者基本法が改正されました。これに伴い、障害者の自立と社会参加を円滑に促すため、法制度の整備が進んでいます。

平成24 (2012) 年には、障害者虐待防止法が施行され、虐待の防止と早期発見、 虐待を受けた障害者の保護と自立を図る取組が始まりました。

平成25 (2013) 年には、障害者差別解消法が制定されるとともに、障害者雇用促進法が大幅に改正され、雇用分野における障害者に対する差別の禁止が定められたほか、平成30 (2018) 年から精神障害者を雇用義務の対象とするなどの措置が追加されました。

台東区では、「台東区障害福祉計画」に基づき、障害者や家族が安心して暮らすための支援や、自立や生きがいに結び付く就労支援等を推進するとともに、障害者や高齢者を含めたすべての人が利用しやすくなるよう、東京都福祉のまちづくり条例、建築物バリアフリー条例及び台東区福祉のまちづくり整備要綱によるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めています。

# 「障害者を理由とする偏見や差別をなくそう」

また、障害への理解や差別解消を推進していくとともに、誰もが平等に社会に 参加していくために、手話などの多様な意思疎通手段についての理解の促進や社 会環境の整備を進めています。

障害のある人もない人も、共に社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、お互いを理解して支え合って行くことが大切です。

# **(ユニバーサルデザインとは)**

ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、できるだけ多くの人が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインすることです。

従来のバスよりも乗降口が低く乗り降りしやすいノンステップバス、広いスペースにベビーベッドや低めの便座などがあり、性別に関係なく利用できるバリアフリートイレ、言語に関係なく情報を伝えることができるピクトグラム(絵文字)の案内板などは、身近にあるユニバーサルデザインの一例です。

色覚の多様性に配慮し、より多くの人に利用しやすい配色を行う考え方をカラーユニバーサルデザインといい、また、できるだけ多くの人に読みやすいようにデザインされた書体であるフォントをユニバーサルデザインフォントといいます。

台東区では、カラーユニバーサルデザイン・ユニバーサルデザインフォントを 推進していくために、印刷物等を作成する際に必要な知識と配慮事項をまとめた 「台東区カラーユニバーサルデザインガイドライン」を策定しています。

# 「部落差別(同和問題)を解消しよう」

# 「部落差別(同和問題)とは 】

部落差別は、ほかの国には存在しない、我が国固有の人権問題であり、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分制度や歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今も様々なかたちで現れています。

かつて、封建時代における日本で、えた、ひにんなどと呼ばれていた人々は、武具・ 馬具や多くの生活用品に必要な皮革をつくる仕事や、役人のもとで地域の警備を 行うなど、生活に欠かせない役目を担っていましたが、住む場所、仕事、結婚、 交際など、生活のすべての面で厳しい制限を受け、差別されていました。それら の人々が住まわされていた所が「同和地区(被差別部落)」、それらの人々に対す る差別が「部落差別」といわれています。

そして、現在もなお、同和地区(被差別部落)の出身という理由で様々な差別 を受け、基本的人権を侵害されている人々がいます。

## 就職や結婚等での差別

この問題を解決するため、国や地方自治体は様々な取組を行ってきました。

しかしなお、企業が採用時に調査会社に依頼して、応募者の家族状況などを調べるという、就職差別につながるおそれの強い身元調査事件が起きています。このような身元調査は、本人の仕事をする能力とは直接関係のないものであり、基本的人権の尊重を保障した憲法の精神に反するものです。また、調査会社などからの依頼を受けた行政書士などが、職務上の権限を悪用して、戸籍謄本などを不正に取得する事件が起きています。

結婚においても根深い差別意識が残っています。結婚は結婚するふたりの意思によるものですが、自分の子供の結婚相手が同和地区出身者であることがわかった場合、結婚に反対するという親もいます。

また、公共施設などに差別的な落書きや貼り紙、インターネット上に悪質な書き込みをするなどの差別行為や、不動産取引に際し、同和地区に関する問合せを行うなどといった、差別につながるおそれのある行為も後を絶ちません。過去には、同和地区出身者の自宅などに、誹謗、中傷、脅迫する内容の差別はがきが郵送されるという事件も発生しています。最近では、インターネット上で、特定の地域を同和地区であると指摘するなどの人権侵害のおそれが高い事案も発生しています。

# 「部落差別(同和問題)を解消しよう」

同和問題をいまさら取り上げる必要はなく、このまま放置しておけば社会の変化 に伴って自然に解消するという、「寝た子をおこすな」のような考え方があります。

「寝た子をおこすな」という考え方では、差別の解消につながらないばかりか、 人権意識を自覚することもなく、かえって差別を拡大する結果を招くことにもな ります。差別のない社会を目指すには、あまりにも消極的な姿勢であるといえます。

このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが同和問題を理解し、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動することが大切です。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

情報化の進展に伴い、インターネット上の差別的書き込みの事案が存在していること、また、「えせ同和行為」の事案が起こっていることなどを背景に、平成28 (2016) 年 12 月、差別の解消に向けた国等の取組を定めた「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

## (えせ同和行為)

えせ同和行為とは、人々の同和問題に対する理解不足に乗じて、同和問題を口 実にして高額の書籍を売りつけるなど、会社・個人・官公署などに不当な利益や 義務のないことを求める行為を指します。

えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

また、えせ同和行為の横行は、適正な行政推進の障害となるものであるため、 国はこのようなえせ同和行為の排除を推進しています。

えせ同和行為と思われる不当な要求を受けた場合は、最寄りの警察署または東京法務局「みんなの人権 110 番」へご相談ください。

# 東京法務局「みんなの人権 110番」

電 話 0570 - 003 - 110 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで (祝日・年末年始を除く)

# 「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」

# **「アイヌの人々に対する差別**」

日本国憲法では、すべての国民は個人として尊重され、また、差別されないとしています。しかし、アイヌの人々は、これまで就職や結婚などにおいて様々な差別を受けてきました。

北海道を中心とした地域に古くから住んでいるアイヌの人々は、自然の豊かな恵 みを受けて独自の生活と文化を築き上げてきました。

しかし、次第に独自の生活様式や文化は侵害されるようになり、特に明治以降は、 狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語の使用が禁じられ、日本 語を使うことを強制されるなどの同化政策が進められました。アイヌの人々は、生 活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別の中で貧困にあえいできました。

アイヌの人々に対する誤った認識などから、今なお差別や偏見は残されています。

# 「アイヌ文化の保存・振興」

アイヌの人々は独自の言語であるアイヌ語を持ち、ユカラ(英雄叙事詩)などの口承文芸やイオマンテ(動物神の霊送り)の儀式など固有の文化を発展させてきました。

しかし、近世、近代の歴史の中でそれらの伝統や文化は危機的な状況に追い込まれ、今日では、文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

平成9 (1997) 年、明治時代に公布された北海道旧土人保護法等が廃止され、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図るため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)が成立しました。令和元 (2019) 年5月には、「アイヌ文化振興法」が廃止され、アイヌの人々を先住民族と規定した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

#### 「ウポポイ(民族共生象徴空間)

ウポポイ (民族共生象徴空間) は、令和 2 (2020) 年 7 月 12 日、北海道白老町 (しらおいちょう) ポロト湖畔に誕生したアイヌ文化の復興・発展のための拠点となるナショナルセンターです。

「ウポポイ」とは、民族共生象徴空間の愛称です。アイヌ語由来の言葉で「(おおぜいで) 歌うこと」という意味です。

ウポポイは、主に「国立アイヌ民族博物館」や「国立民族共生公園」などで構

# 「アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう」

成されており、博物館での展示や公園での様々なプログラムなど、知的好奇心を 刺激するコンテンツがあります。

国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館で、その中の基本展示室では、アイヌ民族の視点で語る「ことば」「歴史」「世界」「しごと」「くらし」「交流」の6つのテーマによる展示で、アイヌの歴史や文化を紹介しています。

国立民族共生公園は、フィールドミュージアムとなっており、体験交流ホール、体験学習館、伝統的コタン(集落)、工房などで構成され、古式舞踊の公演や多様なプログラムを通じて、アイヌ文化を体感できます。

「ウポポイ(民族共生象徴空間)」 公式ホームページ

https://ainu-upopoy.jp/





RATIONAL AINU MUSEUM and PARK 民族共生象徵空間



(公財)アイヌ民族文化財団 提供

# 「外国人の人権を尊重しよう」

# (住宅や就労などでの差別)

我が国には多くの外国人が暮らしています。しかし、言語、文化、宗教、生活習慣などの違いやこれらへの無理解から、外国人に対する差別や偏見があります。例えば、外国人というだけの理由で、住宅の賃貸や商店などの入店を断る、外国人というだけの理由で、就労に関し不合理な扱いをするということが起きています。こうした態度や差別は、外国人の人権を傷つけることになります。

# 「ヘイトスピーチへの対策」

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的問題となっています。これらの言動は、一人ひとりの人権が尊重され豊かで安心して生活できる成熟した社会を実現する観点からあってはならないことです。

平成28(2016)年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」では、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、その解決に向けて、国や地方公共団体が相談体制の整備や教育活動、広報啓発などの施策を講じるよう定めています。

# (外国人と共生する社会)

我が国は、難民の地位に関する条約、人種差別撤廃条約などを締結しています。 人種差別撤廃条約では、人種・皮膚の色・民族などの違いによるあらゆる差別を なくすための必要な措置が義務づけられています。

外国人と日本人がお互いを尊重し合いながら共生できる社会を築くためには、 私たち一人ひとりがそれぞれの文化や生活習慣の違いを認め合い、多様性を受け 入れていくことが大切です。

台東区では、区内在住・在勤・在学の外国人のための日本語教室や、多言語情報紙「TAITO CITY LIFE NEWS」(やさしい日本語・英語・中国語・韓国語)及び生活便利帳(英語・中国語・韓国語)による、多言語での行政・生活情報の発信、タブレット端末等を使った通訳サービスによる窓口での多言語対応等を行っています。

また、区内の日本人向けに、日本語を使った外国人とのコミュニケーション方法等について学ぶ「外国人とのコミュニケーションのための日本語講座」を実施しています。さらに、地域で暮らす外国人との交流を促進するために「地域で暮

# 「外国人の人権を尊重しよう」

らす外国人との交流事業」の実施や「地域で暮らす外国人とのコミュニケーションブック」の作成をしています。コミュニケーションブックは台東区のホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

# 地域で暮らす外国人とのコミュニケーションブック ~ 「やさしい日本語」を使って日本の生活について伝えてみよう~

関連サイト(台東区公式HP)

https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/kyodo/tabunka/0158406520180301.html

または、台東区公式HPで「地域で暮らす外国人」
〇検索



# **多文化共生推進プラン**

近年、区の総人口に占める外国人の割合が増加傾向にあります。そのため、多様化・複雑化する在住外国人のニーズに対応するとともに、地域における多文化 共生の意識醸成を更に推進し、日本人・外国人がともに地域の担い手として活躍 する地域づくりをしていく必要があります。

このようなことから、「言語や文化、生活習慣の違いを相互に理解・尊重し合い、誰もが地域社会の一員として活躍できる「多文化共生」の地域社会の実現」を基本理念とした「多文化共生推進プラン」を令和4年3月に策定しました。

プランでは、基本理念に沿った3つの基本目標を設定し、施策を推進しています。

関連サイト(台東区公式HP)

https://www.city.taito.lg.jp/kurashi/kyodo/tabunka/kyouseiplan.html





# 「どんな病気なのか、正しく理解していますか」

# 【HIV 感染・エイズ】

エイズは、HIV(ヒト免疫不全ウィルス)による感染症です。HIV の感染力は非常に弱く、感染経路は限られていて、性的接触・血液感染・母子感染の3つです。

握手をする、日用品を共用する、プールやお風呂に一緒に入る等の日常生活上の接触では感染しません。

また、感染後、すぐにエイズを発症するわけではなく、発症するまでに長い潜伏期間があります。エイズを完治させる方法は、まだ見つかっていませんが、感染を早期に発見し、適切な治療を受ければ、エイズの発症を抑えることができ、通常の社会生活を継続することができます。

しかし、HIV やエイズに関する誤った知識や無理解による患者や感染者への差別や偏見があるため、仕事が続けられなくなった事例等も明らかになっています。

患者や感染者が働き続けるためには、周囲の私たちが正しい知識を持ち、定期 的な通院治療等に理解を示すことが大切です。

#### ■世界エイズデー

世界保健機関(WHO)は、昭和63(1988)年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を"World AIDS Day"(世界エイズデー)と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。

日本では、毎年12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を実施しており、全国各地で様々な「世界エイズデー」イベントが開催されています。

#### ■レッドリボン

レッドリボンは、エイズに関して偏見をもっていない、エイズとともに生きる人々を差別しないというメッセージです。UNAIDS(国連合同エイズ計画)のシンボルマークにも採用されています。





# 「どんな病気なのか、正しく理解していますか」

# ハンセン病)

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症です。らい菌の 感染力は非常に弱く、現在は発症自体まれで、発症しても外来治療だけで後遺症 もなく確実に治癒します。

かつては、不治の病あるいは遺伝病と考えられており、昭和6 (1931) 年以降、患者は法律により療養所に強制隔離されました。平成8 (1996) 年に法律が廃止されるまで、ハンセン病患者は社会から隔絶され、家族や治癒した元患者も差別や偏見にさらされました。

平成 20 (2008) 年 6 月には、ハンセン病問題基本法が成立し、国に入所者等への医療体制の整備や社会復帰の支援、名誉回復の措置などを義務づけるとともに、その生活環境が地域社会から孤立することがないよう、療養所の施設や土地を地域住民に開放したり、自治体が利用できるよう規定されました。

令和元 (2019) 年11月には、ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が成立し、法律に基づき、対象となるハンセン病元患者の家族に補償金が支給されることとなりました。

#### ■国立ハンセン病資料館

国立ハンセン病資料館は、ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者、家族の名誉回復を目的として開館しました。

国立ハンセン病資料館 HP https://www.nhdm.jp







感染症に対する誤った知識や偏見による差別をなくすために、正しい知識と 人権を尊重する心を持つことが大切です。

# 「犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう」

# 「犯罪被害者やその家族の痛み」

殺人、暴行、傷害、性犯罪、交通犯罪などによる被害は、ある日、突然、理不 尽に誰の身にも起こり得ます。犯罪被害者やその家族は、命を奪われる、身体を 傷つけられる、財産を奪われるなどの直接的な被害のほかに、体の不調や裁判等 の過程での精神的・時間的負担、さらには、メディアの過剰取材や周囲の人々の 心無いうわさや中傷、偏見により、精神的苦痛を受けます。こうした犯罪後に生 じる被害を二次的被害と呼びます。犯罪被害者やその家族は長期にわたり、二次 的被害にも苦しみ、その日常生活は一変します。

# 「犯罪被害者やその家族への支援

平成17 (2005) 年に犯罪被害者等基本法が施行され、国は基本計画を策定し、 犯罪被害者等のための施策を推進しています。

東京都では、「東京都総合相談窓口」を公益社団法人被害者支援都民センターと協働で運営し、区市町村や民間団体などと幅広く連携するなどして様々な支援策を実施しています。

さらに、性犯罪・性暴力の被害者は、被害の深刻さにもかかわらず、多くが誰 にも相談できずにいると言われています。

警視庁では、被害者やその家族の精神的な支援を行うための犯罪被害者ホットラインや性犯罪被害の相談電話を設置しています。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター全国共通短縮番号 (#8891「はやくワンストップ」)は、発信した地域を管轄するワンストップ 支援センターにつながります。東京都内から発信した場合は、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救援ダイヤルNaNa:365日24時間対応)につながります。

私たちは、誰もが犯罪被害者となる可能性があります。被害者の身近にいて、いつでも支援することのできる周囲の人々の適切な対応が被害者の回復への一助となります。被害者及びその家族の人たちの立場に立って考え、支援することが大切です。

# 「インターネット上の人権侵害をなくそう」

# 【インターネットによる人権侵害】

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として生活を便利なものにしています。あらゆる分野で急激に情報化が進展している現代においては、パソコン、スマートフォンやタブレット端末などの通信機器が急速に普及したことにより、いつでもどこでもインターネットに接続できるようになっており、あらゆる世代においてとても身近なものになっています。あわせて、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)や動画共有サイト等のソーシャルメディアの利用者も急増しています。

しかし、このような機器の利便性や情報が瞬時かつ広範に伝わるといった特性、 情報発信の容易さ、匿名性等から、インターネット上でのプライバシーの侵害や 名誉毀損等の人権侵害が頻繁に発生し、社会的に大きな影響を及ぼしています。

また、特定個人を対象とした誹謗・中傷や差別的な表現の書き込み、個人情報の無断掲載によるプライバシーの侵害、無料通話アプリ等を使った子供同士のいじめ等のほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪行為も発生しています。さらに、インターネットを利用したセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等のハラスメント、同和問題や外国人、障害者等に関する差別的な書き込み等も深刻な問題となっています。

#### (人権を侵害しないために)

インターネット上の掲示板などの利用に当たっては、常に書き込みの相手や読み手に配慮することが重要です。利用する際は、以下のようなことを心がけることが必要です。

#### ●差別的な発言や誹謗・中傷を書き込まない

差別的な発言や誹謗・中傷の書き込みは、現実の生活と同様に許されることではありません。インターネット上の掲示板には匿名で書き込むことができますが、このことを悪用して差別的な発言や誹謗・中傷の書き込みを行うことはやめましょう。

## ●うそや不確かなことは書き込まない

本当でないことの書き込みはもちろん許されません。また、不確かな情報や噂を書き込んだ場合、その情報が独り歩きをして、正しいものとしてインターネット上に広まってしまい、想像もしない結果を招くことがあります。

#### ●個人情報は書き込まない

特定の個人の氏名や住所、電話番号などの書き込み、写真の掲載はプライバシーの侵害にあたります。書き込んだことにより情報が悪用され、書き込まれた人に大きな影響が生じることがあります。

# <u>「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」</u>

# 「北朝鮮による拉致問題)

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権に対する侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

平成14 (2002) 年9月、第1回日朝首脳会議において、北朝鮮は長年否定していた日本人拉致を初めて認めて謝罪し、再発防止を約束しました。

国は、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18 (2006)年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。この法律では、拉致問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるなど、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされています。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題であり、この問題を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

■関連サイト (内閣官房拉致問題対策本部事務局HP)

https://www.rachi.go.jp



# 「震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう」

# 「災害発生時の人権への配慮 )

平成23 (2011) 年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心とした東日本に甚大な被害をもたらしました。現在も、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

避難所等では、プライバシーの確保のほか、女性や高齢者等への配慮が必要であることが改めて認識されました。また、地震と津波に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により避難された人々に対し、風評に基づく心無い嫌がらせ等も発生しました。

災害は多くの人命を危険にさらし、被災者の生活や働く場等を奪い、被災者は 大きな被害を受けます。こうした時こそ、一人ひとりが被災された方々の状況を 理解し、人権に配慮しながら支援していくことが大切です。

# 台東区地域防災計画における要配慮者等への対応

台東区では「台東区地域防災計画」において、女性・高齢者・障害者・乳幼児・ 妊産婦等の配慮が必要な方のほかに、路上生活者や長期滞在中の外国人等、あらゆ る避難者が安全に避難できる避難体制及び避難所運営体制の整備を定めています。

# 「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」

性のあり方は様々です。身体の性と心の性が一致せず身体の性に持続的な違和 感をもつ状態にある人、恋愛や性愛の対象が同性又は両性である人、先天的に身 体上の性別が不明瞭である人などもいます。すべての人々の人権が尊重される社 会を実現するためには、性のあり方には様々な形があるということを正しく理解 することが大切です。

# 【性自認とは)

性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということで、「心の性」と言い換えられることもあります。多くの人は、性自認、身体の性(出生時に判定された性別)、自分の性別をどのように表現するかは、女性・男性のどちらかで一貫しています。しかし、これらの性別が一貫しておらず、性自認と自分の身体の性、また一般に身体の性にふさわしいとされる性別表現との間に違和感を持つ人たちがいます。

このため、身体の性とは異なる性別で生活を送っている人、あるいは送りたいと思っている人たちは、望む性別で取り扱われないことにより、ストレスや苦痛を感じています。偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることもあります。また、学齢期には、性別表現が一般的なものからずれていることで、いじめに遭ったり、そのせいで不登校になったり、自分の問題を家族や友人に言えずに悩んでいる人がいます。さらに、このような人たちの中には自殺を考える人がいるという調査結果もあります。

台東区男女平等推進基本条例第7条では、「何人も、家庭、学校、職場、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性的虐待、性別(性自認及び性的指向を含む。)に起因する差別的な取扱いその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。」と規定しています。

# 「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」

# 性的指向とは

性的指向とは、人の恋愛・性愛の対象がどういう方向に向かうのかを示す概念であり、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではないと言われています。同性愛者や両性愛者の人々は、少数派であるために興味本位で見られたり、職場や学校で嫌がらせやいじめを受けたりするなど、日常生活や社会生活の様々な面で人権に関わる問題も発生しています。

性については多様性があるということについて理解を深め、性的指向の異なる人たちへの偏見や差別をなくし、すべての人々の人権が尊重される社会を実現することが大切です。

# SOGIとは

性的指向sexual orientation及び性自認gender identityの頭文字を とったもので、SOGI(ソジ、ソギと読みます)と表現することもありま す。

LGBT は代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。

L esbian レズビアン(女性同性愛者)

G ay ゲイ (男性同性愛者)

B isexual バイセクシュアル (両性愛者)

T ransgender トランスジェンダー

(身体の性と異なる性別で生きる人、あるいは生きたいと望む人)

さらに、こうした LGBT の枠に当てはまらない人もいます。 「性」はとても多様なものです。

#### ■東京都パートナーシップ宣誓制度

パートナーシップ関係にあるお二人から宣誓・届け出いただき、都が受理証明書を発行することで、生活上の不便の軽減などにつなげていく制度です。

https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/sesaku/sonchou/partnership.html

# 「様々なハラスメントが問題になっています」

# **「様々なハラスメント**】

ハラスメントは「嫌がらせ、いじめ」を意味し、職場など様々な場面において 相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるといった発言や行動が問 題となっています。

#### ●セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいいます。

性的指向や性自認を理由とする職場でのセクシュアル・ハラスメントも、 厚生労働省のセクハラ指針(男女雇用機会均等法に基づく「事業主が職場に おける性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての 指針」)の対象となっています。

#### ●パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

#### ●マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として不当な解雇、異動、減給、降格など 不利益な取扱いを行うことをいいます。

これ以外にもハラスメントの種類は多様にありますが、ハラスメントに対しては、職場での相談窓口の設置や研修を行うなど、組織として取り組んでいくことが大切です。



# 「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」

# **「路上生活者(ホームレス)を取り巻く状況**`

国は、平成14(2002)年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」を制定し、国や地方公共団体の責務として、ホームレスの自立等を支援するため、福祉、就労、住居、保健、医療等の分野において総合的な取組を行うとともに、ホームレスの人権擁護について啓発を行うことを定めています。

路上生活に至る理由は個々様々ですが、路上生活者の多くは社会では孤立しが ちで、心身の健康に不調を来す方、生活状況が不安定な方もいます。

このような方々に対し、台東区では、道路・公園等の管理者(国・東京都等)や地域で活動しているNPO法人と協力し、区内を巡回して生活や健康に関する相談を行い、路上生活から地域社会での生活へ、生活の場を移行するための支援を行っています。

路上生活者の一日も早い自立のためには、路上生活者が置かれている状況や自立支援の必要性について理解し、路上生活者に対する偏見や差別をなくすことが 大切です。

# 人権擁護委員

# 人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、国民の基本的人権を守り、また、人権が大切なものであることを知ってもらうため、地域のなかで人権思想を広める活動をしています。また、法務局の人権相談所などで、みなさんからのご相談をお受けしています。

台東区では12名の人権擁護委員が活動しています。

# 人権擁護委員の主な活動

# 1)人権啓発

住民一人一人の人権意識を 高め、人権について理解を 深めてもらうための活動

# ②人権相談

面談、電話、インターネット、 手紙による人権に関する 相談の対応

# ③人権侵害の 調査・救済

法務局職員と協力して対応

# (人権擁護委員による啓発活動)

#### 【人権教室】

人権擁護委員が小・中学校に出向いて、人権教室を行っています。いじめ等について考える機会を作ることで、思いやりの心や生命の尊さを伝えることを目的 としています。

#### 【「人権の花」運動】

花の種子を育てることを通じて、人権尊重思想を育み、優しさと思いやりの心を豊かにすることを目的としています。台東区では、1年度につき小学校4校が参加しています。(参加する小学校は年度により変わります。)

#### 【人権メッセージ】小学4~6年生対象

子どもたちに身近にある人権問題について、メッセージを書いてもらい、人権の大切さを考えてもらうことを目的としています。台東区では、1年度につき小学校5校が参加しています。(参加する小学校及び学年は年度により変わります。)

#### 【人権作文】中学生対象

次代を担う中学生のみなさんに、日常生活や学校生活で得た体験に基づく作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的としています。

# 相談窓口一覧

令和5年3月現在)

- 一人で悩まず、お気軽にご相談ください。
- ※詳細につきましては、変更になる場合もありますので、直接各機関にお問い合わせくだ さい。

人権全般の相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
東京法務局人権擁護部常設人権相談所	新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 13 階 外国人在留支援センター (FRESC) 内 ■みんなの人権 110 番 TEL 0570-003-110 (ナビダイヤル) TEL 03-5363-3067 (一部の IP 電話の方) ■インターネット人権相談 メール相談 https://www.jinken.go.jp/	●月~金 8時30分~17時15分 (祝日·年末年始を除く)
東京都人権プラザ相談室	港区芝 2-5-6 芝 256 スクエアビル 2 階  ──般相談     TEL 03-6722-0124         03-6722-0125         Eメール         ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp  ■法律相談         面接予約         TEL 03-6722-0124 電話法律相談(予約不要)         TEL 03-6722-0126  ■「インターネットにおける人権         侵害」に関する法律相談         面接予約 TEL 03-6722-0124  ■新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害に関する専門電話相談 専用TEL 03-6722-0118  ※各相談とも当面の間、対面での相談を休止しています。	<ul> <li>●一般相談 月~金 9時30分~17時30分</li> <li>●法律相談 面接(要予約)火(第4火除く) 予約電話 月~金 9時30分~17時30分 電話(予約不要) 第4火13時~16時</li> <li>●インターネットに関する人権法律相談 面接(要予約)毎週木 13時~16時 予約電話月~金 9時30分~17時30分</li> <li>●新型コロナウイルス感染症 人権相談 月~金 9時30分~17時30分</li> <li>(上記相談全て祝日・年末年始を 除く)</li> </ul>

# 相談窓口一覧 (令和 5 年 3月現在)

女性のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
はばたき 21 相談室	台東区西浅草3-25-16 生涯学習センター4階 TEL 03-5246-5819 (予約専用電話) ※予約 月〜土 9時〜17時 第1・3・5月 (祝日の場合は 翌平日) を除く	●こころと生きかたなんでも相談(要予約) どなたでも(面談・電話・オンライン) 火・土 10時~16時 水・木 17時~21時 ●女性弁護士による法律相談(要予約)女性のみ(面談・電話) 第2水 13時~16時 第3木 10時~13時 第4火 16時~19時
たいとうパープル ほっとダイヤル	TEL 0120-288-322	●月〜土 9時〜17時 第1・3・5月(祝日の場合は 翌平日)を除く
女性の人権 ホットライン	東京法務局人権擁護部内 TEL 0570-070-810 (ナビダイヤル) TEL 03-5363-3071 (一部の IP 電話の方)	●月〜金 8時30分〜17時15分 (祝日・年末年始を除く)
東京ウィメンズプラザ 相談室	渋谷区神宮前 5-53-67 TEL 03-5467-2455	<ul><li>●一般相談</li><li>毎日 9 時~ 21 時</li><li>(年末年始を除く)</li><li>●法律相談(予約制)</li><li>●精神科医師による面接相談(予約制)</li></ul>
	TEL 03-5467-1721	●DV専用ダイヤル 毎日9時~21時(年末年始を除
男性のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
東京ウィメンズプラザ 相談室	TEL 03-3400-5313	●電話相談 月・水・木 17時~20時 (祝日・年末年始を除く) 土 14時~17時(祝日・年末 年始を除く) ●面接相談(要予約)

# 相談窓口一覧

子どものための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
日本堤子ども家庭支援センター	台東区日本堤 2-25-8 TEL 03-5824-2571 FAX 03-3873-2617 メール相談 区HP 「子育て総合相談」 (https://www.city.taito.j.pi/kosodatekyou iku/kosodate/mokutel/soudan/kosodateso ugousoudan.html) から受付	●面接(要予約)・電話相談 月〜土 9時〜17時 ●メール・FAX 24時間受付
	【子どもの虐待等に関する相談受 付専用電話】TEL 03-3875-1889	●通年 24 時間
台東子ども家庭支援センター	台東区台東 1-25-5 TEL 03-3834-4497 FAX 03-3834-4426 メール相談 区HP「子育て総合相談」 (https://www.city.taito.gi.pi/kosodatekyou iku/kosodate/mokutei/soudan/kosodateso ugousoudan.html) から受付	●面接(要予約)・電話相談 月〜土 9時〜17時 ●メール・FAX 24時間受付
寿子ども家庭支援 センター	台東区寿 1-10-10 TEL 03-3841-4631 FAX 03-3841-4643 メール相談 区HP 「子育て総合相談」 (https://www.city.taito.ig.jp/kosodatekyou iku/kosodate/mokutei/soudan/kosodateso ugousoudan.html) から受付	●面接(要予約)・電話相談 月〜土 9時〜17時 ●メール・FAX 24時間受付
子どもの人権 110 番	東京法務局人権擁護部内 TEL 0120-007-110 (通話料無料) TEL 03-5363-3075 (一部のIP 電話の方) インターネット人権相談 https://www.jinken.go.jp /kodomo	●月〜金 8時30分〜17時15分 (祝日・年末年始を除く)
児童相談所虐待 対応ダイヤル	TEL 189(いちはやく) ・お近くの児童相談所につながります ・一部の IP 電話からはつながらな い場合があります	●24時間 365日対応
4152(よいこに) 電話相談	TEL 03-3366-4152 聴覚言語障害者用 FAX FAX 03-3366-6036	●月〜金 9時〜21時 ●土曜・日曜・祝日 9時〜17時 (12/29〜1/3を除く)
東京都児童相談センター	新宿区北新宿 4-6-1 東京都子供家庭総合センター内 TEL 03-5937-2317 (台東区担当) FAX 03-3366-6036	●月~金 9時~17時
	【関係機関の方、現在東京都児童相 談所に相談中の方で緊急の場合】 TEL 03-5937-2330	●月〜金(夜間) 17 時 45 分〜 9 時 ●土・日・祝(年末年始を含む) 24 時間

外国人のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
外国人相談 (生活上の一般的な 相談)	台東区役所 区民相談室 台東区東上野 4-5-6 1 階 TEL 03-5246-1025	<ul> <li>●中国語 第1・2・3木 10時~12時</li> <li>●英語、韓国語 第1・3木 英語 10時~12時 韓国語 14時~16時</li> <li>●タブレット端末による通訳サービス あり 中国語・英語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・フィリピノ語 (タガログ語)・ネパール語・ヒン ディー語・フランス語</li> </ul>
外国人の人権相談所	東京法務局人権擁護部内TEL 0570-090-911 (ナビダイヤル) 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 外国語インターネット人権相談https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01	●月〜金 9 時〜 17 時 (祝日・年末年始を除く)

# 相談窓口一覧

犯罪被害者やその家族のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
公益社団法人被害者 支援都民センター	新宿区戸山 3-18-1 TEL 03-5287-3336 FAX 03-5287-3387 ※ホームページに インターネット相談フォーム あり	●月・木・金 9時30分~17時30分 火・水 9時30分~19時 (土日祝、年末年始を除く)
警視庁犯罪被害者 ホットライン	千代田区霞が関 2-1-1 TEL 03-3597-7830	●月〜金 8時30分〜17時15分 (土日祝、年末年始を除く)
警視庁性犯罪被害者 相談電話	# 8103 近くの警察の性犯罪被害相談 窓口につながります。	
東京都性犯罪・性暴力 被害者ワンストップ 支援センター (性暴力救援ダイヤル NaNa)	全国共通フリーダイヤル # 8891 TEL 0120-8891-77 (NT T ひかり電話の場合) ※発信地の都道府県のワンス トップ支援センターにつな がります。 上記電話につながらない場合 TEL 03-5577-3899 (有料)	● 24 時間 365 日対応

性自認、性的指向についての相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
Tokyo LGBT 相談 (東京都性自認及び性的 指向に関する専門相談)	TEL 050-3647-1448	●火・金 18 時~ 22 時 (祝日、年末年始を除く)

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成25年法律第65号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)は、障害のある人もない人も平等の機会が得られ、お互いに人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するために定められました。

#### 「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

#### 「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。 この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること(事業者においては、対応に努めること)を求めています。

●関連サイト (内閣府 HP) https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html



●関連サイト (東京都福祉保健局 HP)
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\_
shisaku/sabetsukaisho vougo/sabekai.html



# 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組 の推進に関する法律 (平成28 年法律第68 号)

近年、ヘイトスピーチについて、マスメディアやインターネット等で大きく報道されるなど、社会的関心が高まっています。

このような情勢の中、平成28 (2016) 年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」)が施行されました。

ヘイトスピーチ解消法では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は 差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではないとしています。

#### <ヘイトスピーチとは>

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

例えば、特定の民族や国籍の人々を合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの(「○○人は出ていけ」、「祖国へ帰れ」など)、特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの(「○○人は殺せ」、「○○人は海に投げ込め」など)、特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

#### ●関連サイト (法務省HP)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00108.html



# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年法律第109号)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、日本国憲法の理念のもと、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28 (2016) 年12月に施行されました。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の青務)

- 第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共 団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う 責務を有する。
- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (相談体制の充実)

- 第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

#### (教育及び啓発)

- 第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

#### (部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

#### 附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### ●関連サイト (法務省HP)

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\_00127.html



# アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策 **の推進に関する法律** (平成31 年法律第16 号)

この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元 (2019) 年 5 月 に施行されました。

この法律では、基本理念、国の責務、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置、民族共生象徴空間の管理に関する措置、アイヌ政策推進本部の設置に関することなどが規定されています。

●関連サイト(内閣府HP) https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html

# inu/index.html 🗀 🤼

# 台東区男女平等推進基本条例

この条例は、すべての人々が性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会を実現することを目的として、 平成27 (2015) 年 1 月に施行されました。

条例には、7つの基本理念と区・区民・事業者の責務などが定められています。

#### 基本理念

- 1. 固定的性別役割分担意識の解消と多様な生き方の選択
- 2. 立案・決定への参画機会の確保
- 3. 人権の尊重と暴力の根絶
- 4. 家庭・地域・職場など活動の調和
- 5. 性と生殖に関する相互尊重と健康な生活
- 6. 教育の場における男女平等参画意識の形成
- 7. 国際社会と国内の取組の理解

#### 区・区民・事業者の責務

男女平等施策の推進を図るために必要な措置を講じていきます。区民・事業者・国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携・協力し、区民・事業者・地域団体等による活動の支援・相談・情報収集・情報提供などを積極的に行っていきます。

家庭・学校・職場・地域等社会の あらゆる分野の活動 において、男女平等 の推進に努めます。 事業活動において、男女平等を推進し、 男女が家庭・地域・職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めます。

# 台東区立男女平等推進プラザのご案内

台東区生涯学習センター4階にある台東区立男女平等推進プラザ「はばたき21」は、「誰もが自分らしく生きる」男女平等社会を実現するための拠点施設です。愛称の「はばたき21」は、その理念に向けて「はばたく」という意味で、公募によりつけられました。

様々な講座の実施のほか、図書の貸出しや相談事業等を行っています。ぜひ お立ち寄りください。

【所 在 地】西浅草3-25-16

【開館時間】午前9時~午後10時

【休館 日】第1・第3・第5月曜日 (祝日にあたる場合は翌平日)

【4階受付電話】03-5246-5817





#### ■交通

- ▼ JR 山手線・京浜東北線 「鶯谷駅| 南口 徒歩約 15 分
- ▼ 東京メトロ 日比谷線 「入谷駅」1番・2番出口 徒歩約8分
- ▼ 東京メトロ 銀座線 「田原町駅」徒歩約15分
- ▼ つくばエクスプレス 「浅草駅」A2 出口 徒歩約8分
- ▼ 都バス 「入谷二丁目」徒歩約3分 「西浅草三丁目」徒歩約5分
  【系統】上26 亀戸駅~とうきょうスカイツリー~西浅草三丁目~入谷二丁目~根津駅~上野公園
  - 草 41 浅草寿町~西浅草三丁目~入谷二丁目~町屋駅~足立梅田町
    - 都 08 日暮里駅~西浅草三丁目~東武浅草駅~錦糸町駅
    - 草 43 足立区役所~千住車庫~千住大橋~西浅草三丁目~浅草雷門
  - 草63 池袋駅東口~巣鴨駅~西日暮里駅~西浅草三丁目~浅草寿町
- ▼ めぐりん 南めぐりん「生涯学習センター南」 南めぐりん・北めぐりん「生涯学習センター北」 共に徒歩約3分、東西めぐりん「松が谷」徒歩約5分

# 人権ハンドブック

令和5(2023)年3月発行 台東区役所 総務部人権・多様性推進課 〒110-8615台東区東上野4-5-6 電話03-5246-1116 FAX 03-5246-1139

古紙再生紙を使用しています

# 人権 ハッドブック

















